

平成19年度第1回宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

宇都宮家庭裁判所委員会事務局

- 1 日時 平成19年7月3日(火) 午後2時から午後4時
- 2 場所 宇都宮家庭裁判所所長室(新館5階)
- 3 出席者

(1) 委員(五十音順,敬称省略)

河原文敬,小林一子,小林克子,高田浩,高橋信正,近田正晴,傳法とみ子,
中川徳子,橋本和夫,堀彰,松本敏,室町規公人

(2) 事務局

望月猛事務局長,下坂節男首席家庭裁判所調査官,山岸喜三雄首席書記官,
岩淵美枝子事務局次長,梅澤美紀総務課長

4 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の互選
- (3) 今回テーマ「成年後見制度に関する広報について」
- (4) 成年後見制度に関する広報の現状について説明
- (5) 説明後の質疑応答及びテーマに関する討議

委員からは,任意後見についての質問や地域包括支援センターの役割についての質問があった。

成年後見制度の広報の在り方を考えるためには,申立てに至った端緒を知ることが有効なので,申立て時にアンケートを渡してこの制度をどうやって知ったかをリサーチしてはどうか,その結果を基に関係先にパンフレット等を備え置いてもらったらどうかとの意見が出た。また,現在使用している複数のパンフレットについては,広報の対象(一般向けと申立てを要する人)によってきちんと選り分けて配布すると有効だとの意見が出た。

制度のPR方法として、一般向けには、「成年後見制度はこんなときに利用できます」といった簡単なリーフレット(チラシ)を作って、自治会(町内会)単位で定期的に回覧や掲示をしてもらったかどうか、あるいは「あなたも必要になる成年後見制度」といったスーパーのチラシのように視覚に訴えて「知っておくとお得!」と思わせるような見出しを考えてはどうかという意見、「憲法週間」や「法の日週間」などをうまく利用しながらマスメディアを使い、生活情報番組等で個別具体的な話を盛り込みながら広報してはどうかという意見が出た。ウェブサイトについても、成年後見に関して宇都宮家裁独自のページを作り、詳細を知りたいければ最高裁のウェブサイトを紹介してはどうかとの案が出された。

その後、成年後見の手続を説明した最高裁作成のDVD「成年後見～利用の仕方と後見人の仕事～」を視聴し、質疑応答及び討議を継続した。

質疑応答では、どのような人を後見人として選任しているのか、親族間で紛争がある場合にはどうしているのか、お金のない人の選任手続はどうしているのか、鑑定省略をしている割合や鑑定省略することが相当な場合についての質問が出された。素朴な疑問として、PRも含めて、裁判所の仕事としてここまでやらなければならないのかという意見もあった。

後見人選任までの手続に要する期間については、介護保険の手続(約40日程度)と比較して多少長いくらいなら待てるという意見が出た一方、そんなには待てないとの意見もあった。

5 次回テーマ及び次回期日

(1) 次回開催日時

平成19年12月3日(月)午後2時～4時

(2) 次回テーマ

本日の議論を基に、実行に移したものについて報告する。

次回テーマについては、改めて意見を伺う。

以上